

ダイバーシティ推進& ハラスメント防止ガイドブック









このガイドブックは、湘北生の皆さんが、 性別、年齢、国籍、人種、民族、文化、宗教、 障がい、性的マイノリティであることを理由 に差別をしない、お互いの違いを個性として 尊重する、ハラスメントのないキャンパスの 実現をめざして作成しました。



湘北短期大学 ダイバーシティ推進 & ハラスメント防止 ガイドブック







湖北短期大学は、学生一人ひとりの違いを個性として尊重し、助け合えるキャンパス文化を推進しています。その実現のために、このガイドブックは、学生の皆さんの充実した学びと快適な学生生活において、とても大切な3つのテーマを中心に説明しています。この冊子に書かれたことを理解し、行動するよう、皆さんのご協力をお願いします。一緒にすてきなキャンパスをつくりましょう!



障がいのある学生の支援

障がいのある学生のバリアを解消し、障がいのない学生と同じスタート ラインに立って学べる環境実現に向けて、最大限の努力をします。



ダイバーシティの推進

障がい、性的指向、性自認、国籍、人種、宗教など、学生一人ひとりの 属性や価値観の違いを尊重し合える大学を目指します。



ハラスメントの防止と解決

さまざまなハラスメントやいじめ、差別の防止に努めます。 問題が発生した際は、迅速に解決できるようバックアップします。



学校法人ソニー学園 ダイバーシティ宣言





湘北短期大学 障がいのある学生の支援





湘北短期大学 ハラスメント防止のための ガイドライン





https://www.shohoku.ac.jp/aboutus/diversity.html

https://www.shohoku.ac.jp/subject/support.html

https://www.shohoku.ac.jp/aboutus/pdf/harassment.pdf

基本の「き」(Q&A)



「ダイバーシティ」ってどういう意味ですか?

diversity

「多様性」という意味です。

性別、年齢、国籍、人種、民族、文化、宗教、障がい、性的指向、性自認など、ある集団 の中での属性や価値観など、さまざまな違いを持つ人がともに存在することを指します。





「ダイバーシティ」は、わたしたち学生にどう関係してくるのですか?

それぞれの属性や価値観の違いを個性として尊重し合えるよう、湘北短期大学は、

- ① 障がいのある学生に、授業や学生生活において最大限の配慮や支援を行います。
- ② 性的マイノリティであることを理由とした、差別的な言動を許容しません。
- ③ その他、「ダイバーシティ」を阻害するあらゆる差別、ハラスメント、いじめ等を許容しません。





障がいや性的マイノリティに関する知識があまりないのですが、、、

基本的なことは、このガイドブックに書かれているので、よく読んで、まずは、 障がいのある学生、性的マイノリティの学生の悩みや困りごとを理解すること から始めてください。





障がいに関する支援を依頼したいときや、差別、ハラスメントを受けたときは、どうしたらいいのですか?

悩みや問題の内容に応じて「相談窓口」を設けています(詳しくはP16をご覧ください)。 どんな小さなことでもいいので、早めに相談してください。一緒に解決方法を考えます。 いきなり相談窓口に行くのはハードルが高いという人は、身近な先生や職員に相談して いただいてもOKです。





相談の結果、どのような対応が取られるのですか?

【**障がいへの配慮・支援**】大学に配慮や支援を希望する場合は、申請書類を提出していただければ、支援計画を作成します。大学の支援策に合意後、速やかに支援を開始します(詳しくはP9をご覧ください)。

これまでに実施した配慮・支援は、「車いす用スロープの設置」、「授業の録音や板書撮影の許可」、「多目的グラウンドへの車での送迎」など多岐にわたります(詳しくはP5をご覧ください)。



【ハラスメントへの対応】ハラスメントを受けたと感じたら、早めに窓口で相談してください。窓口での相談の結果、相手方への処分・措置等を希望する場合は、この旨の申立てを行うことができます。ハラスメントの申立てに対しては、「ハラスメント防止委員会」が中心となり審議し、解決に向けた対応・対処を行います。解決に向けた対応が必要とされた場合は、相手方への注意や関係部門への環境改善の依頼、両者の話し合いの仲介などを行います(詳しくはP18-19をご覧ください)。



もっと知って欲しい「障がい」のこと



かつては、「障がい」を、障がい者個人の心身機能によるものとしていましたが、現在は、「障がい」は「社会的障壁(バリア)」と「個人の障がい」が相まって作り出されるものである、という考え方が主流になっています。

障がい者にとってバリアとなる「社会的障壁」を取り除くのは社会の責務です。 大学は、そのために必要な「合理的な配慮」を実施するために最大限の努力をします。

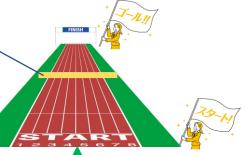


障がいのある学生の「社会的障壁 (バリア)」を取り除き、障がいのない学生とスタートラインをそろえることが支援の第一歩です。

大学は、障がいのある学生と、障がいのない学生のスタートラインをそろえるためにバリアを取り除く配慮をしますが、障がいのある学生のゴールを手前にする(例:合格点を甘くする)ような配慮を行うわけではありません。

障がいのある学生への支援は、「特別扱い」ではありません。

障がいのある学生への支援とは、 ゴールを手前にする(例:合格点 を下げる)などの特別扱いではない





障がいのある学生への支援:

社会的障壁(バリア)を取り除き、 障がいのない学生とスタートライン をそろえること

₩ 湘北短期大学 障がいのある学生への配慮・支援の事例:

- ・車いす用スロープの設置 ・車いすリフターの設置 ・外階段の手すり設置
- ・車いす用トイレの設置(設置場所は「学生生活ガイド」キャンパスマップ参照)
- ・個人ロッカーの場所の配慮・・体育の授業での配慮・・使用教室、座席の配慮
- ・授業の録音、板書撮影の許可・テキストや板書の拡大・授業中の離席許可
- ・施設間移動時の介助(例:多目的グラウンドへの車での送迎)
- ・入試控室を個別に設定(受験生への配慮)





「障がい」は見て分かるものもありますが、外見では分からないものも多くあります。 また、障がいや病気のことを周囲に知られたくない人もいます。 皆さんの周りで障がいや難病と闘っている人は、思った以上にたくさんいます。

障がいや難病による悩みは、本人の注意や努力だけでは解決できないこともたくさんあります。 周りの人たちの障がいや病気を全て把握することはできませんが、障がいや難病について

知っていることが増えれば、配慮や支援できることがもっと増えます。 障がいのある人もない人も尊重し合い、助け合えるキャンパスに一歩近づきます。

主な障がい(身体障がい・発達障がい)の例



まずは障がいの基本の「き」を知ることから始めましょう

□ 身体障がい:

肢体不自由(上肢・下肢障害):体幹の機能が先天的、または後天的に損なわれ、長期にわたり歩行や筆記などの 日常生活動作に困難が伴う状態。 ※肢体不自由は身体障がいの約半分を占める

視覚障害:視力や視野に障がいがあり、生活に支障をきたしている状態。 視覚(視機能)が弱い「弱視」と、全く無い「全盲」に分類される。

聴覚障害:身の回りの音や話し言葉が聞こえにくい、またはほとんど聞こえない状態。

手話などの視覚的なコミュニケーション手段を用いる人を「ろう者」、補聴器などを用いて音声によるコミュニケーションを図る人を「難聴者」、後天的に聴力を失った人を「中途失聴者」と表現することもある。

内部障害:内臓などの機能が低下している状態。身体障害者福祉法では、次の7つが定められている。

- ・心臓機能障害…動悸、息切れなどの症状があり、脈拍を正常に調整するためにペースメーカーを入れている人もいる。
- ・腎臓機能障害…腎臓の働きが悪くなり、体に有害な老廃物や水分を排泄できなくなり、不必要な物質や有害な物質が体の中に蓄積する状態。体内にたまった老廃物を排せつするため、人工透析治療を受けている人は定期的に通院する必要がある。
- ・**ぼうこう・直腸機能障害**…尿や便をためたり、排せつする機能が低下または喪失した状態。 人工肛門・人工ぼうこうをつけている人(オストメイト)は、排せつ物をためるための装具を腹部に付けている。
- ・呼吸機能障害…呼吸困難、息切れなどの症状がある。酸素ボンベを携帯して外出する人もいる。
- 小腸機能障害…消化吸収能力が不十分なため、食事制限があったり、全く食べられなかったりする。
- 肝臓機能障害…肝炎ウイルスなどにより、倦怠感、疲労感、おう吐、けいれん、肝性脳症などの症状が現れる。
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害…このウイルス(HIVウイルス)に感染し発病すると、免疫機能が低下して 様々な感染症にかかりやすくなる。

※出典:和歌山県HP「内部障害について」(https://www.pref.wakayama, lg.jp/prefg/040400/d00204454, html)

- □ **発達障がい**: 何らかの要因による中枢神経系の障がいのため、生まれつき、認知やコミュニケーション、社会性、学習、 注意力等の能力に偏りや問題を生じ、生活に困難をきたす。生まれつき、あるいはごく早期から持っている特徴で あり、その根本的な特性はあまり変化なく終生続く。薬物療法によって一部の症状が改善する場合もあるが、医学的 にその根本障がいを変える治療法はない。
 - **自閉スペクトラム症(ASD)**: コミュニケーションにおいて、言葉や視線、表情、身振りなどを用いて相互的にやりとりをしたり、自分の気持ちを伝えたり、相手の気持ちを読み取ったりすることが苦手である。 また、特定のことに強い関心を持っていたり、こだわりが強かったりする。他にも、感覚の過敏さを持ち合わせている場合もある。
 - 注意欠如・多動症 (ADHD) : 不注意 (集中力が続かない、忘れっぽい) や多動性 (じっとしていられない) 、衝動性 (思ったことをすぐ行為に移す、順番を待てない) などの症状が現れる。

「多動性」は成長とともに落ち着く傾向があり、大学生になると、「不注意」と「衝動性」の症状が目立つことが多い。 主な困難は、「課題にとりかかるまでに時間がかかる」、「提出物の遅れ」、「複数の課題に同時に対応できない」、 「人が話しているのをさえぎって発言する」、「質問の最中に答え始める」など。

学習障害/限局性学習症(LD/SLD):知的障がいは見られず、「読む」、「書く」などの特定の能力の一つ、または複数の分野において、理解や能力の取得に困難が生じる。

運動症:

発達性協調運動症:人並みはずれて不器用であったり、極端に運動が苦手である。

常同運動症:何かに駆り立てられるように目的のない行動を繰り返す。

チック症:本人の意志と関係なく、突然、身体が動いたり、声が出たりする。

主な障がい(精神障がい・知的障がい)・指定難病などの例

□ **精神障がい**:精神疾患のために精神機能に障がいが生じ、日常生活や社会参加に困難をきたしている状態。 病状が深刻になると、判断能力や行動のコントロールが著しく低下することがある。

統合失調症: 幻覚や妄想、興奮などの激しい症状(陽性症状)のほか、意欲の低下や感情の起伏の喪失、引きこもり(陰性症状)など、多様な症状が出て、考えや気持ちがまとまらなくなる状態が続く。

高次脳機能障害:病気(脳血管障害、脳症、脳炎など)や、スポーツ中の事故や交通事故(脳外傷)などによって脳が損傷したために、認知機能に障がいが起きた状態。記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの症状が出る。



うつ病:抑うつ気分、意欲・興味・精神活動の低下、焦燥、不眠、悲しみ・不安などが続き、通常の社会 生活が困難となる。

双極性障害(躁うつ病):気分が高まったり落ち込んだり、躁状態とうつ状態を繰り返す。 特に、躁状態のときの常軌を逸した行動により社会生活に大きな影響を及ぼす。

社交不安症(社会不安障害):注目を浴びる場面や緊張しやすい場面(例:初対面の人と話す、電話で話す) に対して、過度な緊張の高まりや不安の増大、恐怖心が生じる。



パニック障害:突然、理由もなく、動悸やめまい、発汗、窒息感、吐き気、手足の震えといったパニック発作を起こし、生活に支障が出る状態。

睡眠障害(不眠症、過眠症、睡眠時随伴症など):なかなか寝つけない、夜中や朝早い時間に目が覚める、 たびたび目が覚めるなど様々なパターンがある。最も多いのは不眠症であり、健康を維持するために必要な 睡眠時間が、量的あるいは質的に低下し、社会生活や学校生活に支障をきたす。



摂食障害(神経性やせ症、神経性過食症、過食性障害など):必要な量の食事を食べられない、自分では コントロールできずに食べ過ぎる、いったん飲み込んだ食べ物を意図的に吐いてしまうなど、さまざまな 症状がある。摂食障害は10代から20代の若者に生じることが多く、女性の割合が高いのが特徴。

強迫性障害:何度も確認しないと気が済まないなど、強いこだわりを持つ症状が現れる。

パーソナリティー障害:著しい性格の偏りによって、物事の受け取り方や対人関係の取り方、感情や衝動性のコントロールに障がいが見られる。

上記以外に、薬物依存症、心的外傷ストレス障害(PTSD)などがある。

※出典:厚生労働省「みんなのメンタルヘルス」 (https://www.mhlw.go.jp/kokoro/know/disease_develop.html)

□ 知的障がい:

記憶、知覚、推理、判断などの知的機能の発達に遅れが見られ、社会生活などへの適応が難しい状態。 知能指数(IQ)75(もしくは70)以下の状態で、発達障がい、精神障がいの併存症を有することも多い (例:自閉スペクトラム症、双極性障害)。

□ 指定難病:

潰瘍性大腸炎:大腸の粘膜に炎症が起こり、それによって粘血便や下痢、腹痛などの症状が現れる。

クローン病:口から肛門にかけて複数の炎症が起こる慢性の炎症性疾患。 主な症状は、腹痛や下痢、体重減少、発熱や肛門のトラブルなど。



上記以外に、パーキンソン病、全身性エリテマトーデス、後縦靭帯骨化症、全身性強皮症、 突発性拡張型心筋症、脊髄小脳変性症、もやもや病などがある。

□ 慢性疾患その他の病気:

慢性疾患: てんかん、悪性新生物(がん)、インスリン依存性糖尿病、ネフローゼ症候群、気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、食物アレルギーなどがある。

過敏性腸症候群:慢性的な腹部の膨張感や腹痛、下痢や便秘、ガスが出るなどの症状が出る。

起立性調節障害:立ち上がったときに血圧が低下したり、心拍数が上がり過ぎたり、調節に時間がかかる。

障がいのある学生の悩み



障がいのある学生は、こういう悩みや不便を抱えています

※下記の例は一般的な事例であり、 湘北に限定したものではありません。

【身体障がい(肢体不自由)】

- □ トイレと教室移動で休み時間をオーバーすることがある(下肢障害)
- □ 授業中に板書を写したり、ノートをとるのが難しい(上肢障害)
- □ 実習や実験の授業で作業に時間がかかることがある(上肢障害)
- □ 自動ドア、スライドドア以外のドアが使いにくい。 階段教室での移動が困難。机といすが固定してある教室では、別に 車いす用の机といすが必要になる(車いす使用時)



【発達障がい】



- □ やる気や集中力が続かず、周囲から誤解を受ける
- □ 連絡の聞き逃し、見落としにより、課題や提出物の締め切りが守れない
- □ レポート作成など、まとまった文章を書くのに時間がかかる
- □ 複数の問題に並行して同時に対応できない
- □ □頭のやりとりだけだと、内容を理解できないことがある
- □ 履修登録で、必要な科目を登録していないことを見落とす
- □ グループワークが苦手(一方的に話す、会話がかみ合わない、話さない)

【精神障がい】

- □ 睡眠リズムの乱れにより、遅刻・欠席が増える、集中力が低下する
- □ 大勢の前での発表、Zoomでの顔出しなど、人に注目されることによる緊張や不安が大きい
- □ 気分の波(急に落ち込む、イライラする)により対人関係に困難が生じる
- □ 授業中に発作が起きたり、過呼吸になったりしないか不安
- □ 服薬の影響で、授業中に眠気や震え、平衡感覚に障がいが生じる



【起立性調節障害】

- □ 立ちくらみ、めまい、ふらつき、動悸
- □ 頭痛、気分不良、倦怠感 □ 失神発作
- □ 腹痛、食欲不振 □ 朝起きられない、夜寝つけない



【過敏性腸症候群】

- □ 下痢、便秘などの便通異常
- □ トイレに長い時間かかることがある
- □ 腹痛、腹部膨満感



湘北バリアフリーマップ

車イス対応トイレ (5.



1号館4階、3号館1階、4号館1階・5階、5号館1階、6号館1階、7号館1階

エレベーター

1号館(1~4階)、4号館(1~7階)、7号館(1~4階)

白動扉

1号館、3号館、5号館、6号館、7号館(1階)

AED(自動体外式除細動器)

1号館1階(入口右)、4号館1階(掲示板横)

車イスリフター

5号館(体育館:1~2階)

緊急時の避難場所

一次避難場所:大学中庭、二次避難場所:ぼうさいの丘公園





← AED (1号館1階)

↓ 車イスリフター (5号館1階)



修学支援の申し出

【障がいに関する修学支援の申し出】

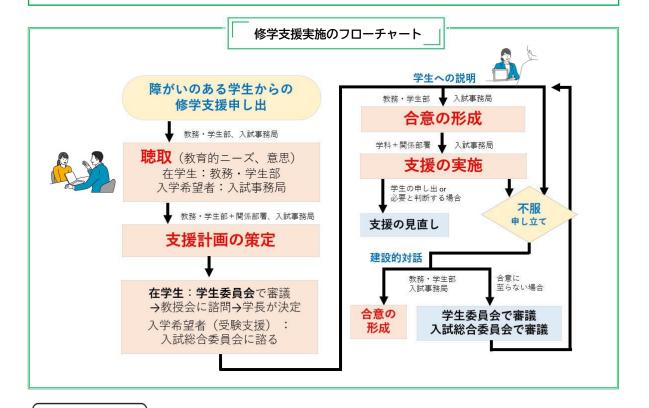
配慮や支援を希望する学生の皆さんには、入学前に「<u>障がい等のある学生の修学支援配慮申請書</u>」を提出 していただいていますが、入学後も随時申請が可能です。質問・相談でも結構ですので、相談窓口の教務・ 学生課にお声がけください。個人情報、相談内容等の秘密は厳守します。

修学支援を相談した際にお聞きすること(例):

- ・障がい(病気)の内容 ・障害者手帳、診断書の有無
- ・授業や学生生活での困りごとや不安 ・授業や学生生活で配慮・支援を希望すること
- ・高校までに受けてきた配慮・支援の内容
- ⇒ 配慮や支援を希望する場合は、「<u>障がい等のある学生の修学支援配慮申請書</u>」を提出

【配慮・支援実施の手順】

- ① 窓口の教務・学生課に相談 → ②「障がい等のある学生の修学支援配慮申請書」を提出 →
- ③ 大学で支援計画を作成 → ④ 支援を申し出た学生と大学にて合意形成 →
- ⑤ 合理的配慮の提供(教務・学生課から関係教職員に連絡)
- ※合理的配慮:障がいのある学生が他の学生と平等に教育を受ける権利を享受し行使できるよう、障がい、困難さを取り除くために大学が行う個別の調整や変更のこと





CHECK POINT

大学に知っておいて 欲しいこと

> 「授業の履修や学生生活を送るにあたって不安をお持ちの方からの相談を受け付け ております」 相談を希望される学生は、教務・学生課に「相談受付シート」を提 出してください。

(入学前に提出いただきますが、入学後でも結構です)

(例) 「高校2年生の時に指定難病の診断を受けて、現在も服薬中である」 「慢性疾患で月に一度通院している」「半年に一度、検査を受けている」など



障がいに関する配慮・支援にあたっての注意点



障がいに関する配慮・支援にあたっては、以下の点に注意してください





- □ 少しでも不安なことや聞きたいことがあれば、**早めに相談に来てください**。 「こんなことをお願いしたら迷惑かな」、「どこまで支援をお願いしていいのか分からない」などと 考える必要はありません。親身になって話をお聞きするので、安心して相談してください。
- □ 障がいに対する配慮や支援は、<u>学生からの申し出が前提</u>です。 大学も皆さんの状況には気を配っていますが、入学前に申請書類(「障がい等のある学生の修学支援 配慮申請書」)を提出していない人は、早めに教務・学生課に相談に来てください。
- □ 障がいへの申請や配慮は、<u>学生本人の申し出と同意を原則</u>とします。保証人の方だけで相談や申請を 進めることのないようにしてください。
- □ 相談の段階では何も書類を用意する必要はありませんが、相談の結果、配慮や支援を申請する場合は、「<u>障害者手帳</u>」の提示、または、「<u>診断書</u>」の提出をお願いします。
- □ 大学は、配慮や支援を希望する学生のバリアを取り除くために最大限の努力をしますが、全ての申し出を 実現できるわけではありません。以下のような、一部の例外があることを、予めご理解ください。
 - ・代替的な手段で配慮が可能な場合
 - (例) 「大勢の人前での発表が苦痛なので、発表を免除してほしい」
 - → 「教員との一対一の発表に切り替える」等の配慮を検討する
 - ・授業の目的を達成できない場合
 - (例) 「睡眠障害なので、午前中の授業を免除してほしい」
 - → 「授業の免除」では授業の目的を達成できないので、障がいの状況に応じて他の配慮を検討する
 - ・他の学生との比較において均衡を失する場合
 - (例) 「集団の中で落ち着いて試験を受けることができないので、定期試験を免除してほしい」
 - → 他の学生と違う授業のゴールを設定することはできないので、障がいの状況によって、個室で試験を 受ける等の配慮を検討する。
 - ・大学や教職員にとって過度の負担を課す場合ほか
 - (例) 「全ての建物にエレベーターと車いす用リフターを設置してほしい」
 - → 予算の都合上、一度に設置できない場合や、建物の構造上、設置できない場合がある。



- □ 相談窓口と継続的なコミュニケーションや緊急時に連絡が取れるよう、最初の相談時に、今後の連絡方法を 決めて(希望を出して)おきましょう。
 - (例)連絡手段は、湘北アドレスのメールにする。発信時間はなるべく7時~19時の間を希望する。
 - (例) 緊急連絡は携帯電話とメールの両方にお願いしたい。返信がない場合は、母親の携帯に連絡して欲しい。
- □ 大学で発作を起こした際に、緊急処置や病院への連絡が必要な場合は、細かく情報共有をして、教職員用の「緊急対応マニュアル」の作成を依頼してください。
 - (例)発作が起きたら、5分間は動かさないで欲しい。
 - (例) 緊急の場合は、○○病院の○○医師に電話連絡をして欲しい。保証人への連絡は、病院の後で可。



https://www.shohoku.ac.jp/subject/support.html

障がい別の困難さと合理的配慮の例

※下記の例は一般的な事例であり、 湘北に限定したものではありません。



障がいのある学生への配慮の事例です

【身体障がい(肢体不自由)】

教室移動とトイレの利用で休み時間をオーバーする

授業途中の入退出を認める

合理的 配慮

授業において板書やメモを書くのに時間がかかる

板書の撮影、授業の録音を認める

【発達障がい】

履修登録で必要な授業の登録漏れが多い

履修計画の個別相談、履修登録の個別サポートをする

実習の授業でうまく作業に対応できない

作業を小ステップに分けて説明する、事前にマニュアルを配布する

課題やレポートに何を書いたらよいのかわからない

できるだけ具体的に指示をする、視覚的に具体例を示す

グループワークで自分の意見を話しすぎる

議論のルール(例:挙手して発言)を事前に文書で配布する

集団の中で落ち着いて試験を受けることができない

別室での受験を認める(学生・受験生)

重要伝達事項の聞き逃しが多い、口頭連絡での把握が困難

文書で配布する、メールで連絡する

【精神障がい】

他の学生の前で発表するのが苦痛

教員と一対一の発表に切り替える

授業中にパニック発作を起こすことがある

途中退室、保健室での休息を認める

服薬の影響で授業中に眠気が出る可能性がある

服薬の影響が出る可能性のある授業の 教員に情報共有する、および退室を認める

試験中に動悸、過呼吸などの症状が出る可能性が高い

別室での受験を認める

【過敏性腸症候群、クローン病、潰瘍性大腸炎など】

授業中にトイレにいくことが多い

入口に一番近い列の一番後ろの席にする

【慢性疾患など】

発作がいつ起こるか分からない

事前に個別の対応マニュアルを作成し、関係教職員で共有する

自己注射を打つ必要がある

自己注射のための個室を確保する、保健室の使用を認める

授業中に服薬する可能性がある

授業途中の一時退室を認める

長時間同じ姿勢で着席できない

授業中の入退室を認める、クッションの使用を認める

90分間の試験に耐えられない

途中に休憩時間を入れる

もっと知って欲しい「ダイバーシティ」のこと



「ダイバーシティ」とは、**性別、年齢、国籍、人種、民族、文化、宗教、障がい、性的指向、性自認**などの属性や、価値観の「**多様性」**を意味する言葉です。 湘北は、学生一人ひとりの違いを尊重し合い、助け合える大学を目指しています。



「ダイバーシティ」を尊重し、嬉々として学べる魅力的なキャンパス文化を実現しましょう!

- □ 異なる文化、障がい、性の多様性などを深く知ることで、一人ひとりの違いを尊重し、 社会の多様性を受け入れられるようになります。そして、人や社会のためにできることを 考えられるようになります。
- □ 今後は、大学でも社会でも多様なバックグラウンドを持つ人たちと協力する機会が増えていきます。ダイバーシティを学ぶことで、異なる文化やバックグラウンドを持つ人たちとより深くコミュニケーションができるようになります。

さらに、広い視野、グローバルな視野も養うことができます。

□ 様々な属性や価値観の人たちと接することで、自分自身の先入観や偏見に気づき、新しい 視点を持つことができます。





- □ 「障がい」に対する理解を深めましょう。障がいのある学生が直面している困難を理解し、 自発的に手を差し伸べてください。
- □ 「性的マイノリティ」の人たちの性自認や性的指向に対する知識や理解の不足により、 多くの差別や偏見が生まれます。

性の多様性に関する正しい知識を持ち、性的マイノリティの人たちが、オープンに性自認 や性的指向を話せる環境をつくっていきましょう。

- □ 「性別」によって選択肢が変わったり、選択肢を奪われたりしない環境をつくるために、 性別に関する先入観や偏見を持たず、平等に責任や権利、機会を分かち合いましょう。 性別に関わらず、伸び伸びと活動できるキャンパスや社会の実現に向けて努力しましょう。
- □ 国籍、人種、言語、宗教をはじめ、異なる文化的背景を持つ人たちの存在を認め、お互い の文化を尊重、理解し合いましょう。
- □ 年齢が異なる世代の人たちとの多様性を尊重しましょう。



「ダイバーシティ(多様性)」の尊重を実現するには、ハラスメントや差別、いじめ、偏見、 先入観などが阻害要因となります。大学は、これらの阻害要因の防止と、迅速な問題解決に 全力で取り組みます



性的マイノリティについて

「性的マイノリティ」や「性の多様性」を語るときによく出てくる 「LGBTQ」と「SOGI」って、どういう意味ですか?







LGBTQ: Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender, Questioning

- (レズビアン) 女性の同性愛者。性的指向、性自認ともに女性
- G(ゲイ) 男性の同性愛者。性的指向、性自認ともに男性
- B(バイセクシャル)両性愛者。性愛感情が女性と男性の両方
- (トランスジェンダー) 生まれた時に割り当てられた性別と異なる性別で生きていくことを望む人
- (クエスチョニング)性的指向や性自認を決められない、決めない人

SOGI: Sexual Orientation and Gender Identity

性的指向(**⑤ ①**: どの性別の人を好きになるか)と**性自認**(**⑥ ①**: 自分の性別をどう認識しているか)

「性的マイノリティ」について知っておいてほしいことがあります





性的少数者の悩みや困難の多くは、周囲の人たちの知識不足が原因で発生しています。

例えば、以下のような言動に注意してください。

- □ 「オカマ」「ホモ」「オネエ系」「アッチ系」などの発言や、頬に手をかざすポーズなど、LGBTQの人に対して差別的な言動をする
- □ 他人の性的指向や性自認をからかう、批判する、否定する
- □ 本人の了解なく他人に性的指向や性自認を暴露する、SNS等で拡散する(アウティング)
- □ 「男だから」「女だから」といった固定観念に基づく差別的な言動をする (ジェンダー・ハラスメント)

他にも、悪気や差別的な意識がなくても、相手を傷つけてしまう場合があります。 性に関する言動には、日ごろから意識し、感度を高めましょう。

性的マイノリティの学生は こういうことで悩んでいます



※下記の例は一般的な事例であり、 湘北に限定したものではありません。



- □ 「恋愛対象は異性」という前提で進む、なにげない友人との会話がつらい。
- □ 「今までLGBTQの人に会ったことがない。世の中で話題になるほどたくさんいるの?」という話を 耳にするたびに、「会ったことないんじゃなくて、カミングアウトした人が周りにいなかっただけ だよ」と言いたくなる。
- □ 性的マイノリティに対する周囲の知識や理解が深まらないので、性的指向や性自認をカミングアウト したり、相談したりする気になれない。
- □ 友人グループの一人が、「同性愛ってついていけない」と話した。それ以来、自分の性的指向がばれ たら仲間外れにされるのではないかという不安が頭から離れない。
- □ 勇気を出して家族に自分の性的指向をカミングアウトした。あからさまに否定はされなかったが、「そのうち普通の恋愛ができるようになるよ」と言われてショックを受けた。 周囲に自分の性的指向を理解してくれる人がいないのがつらい。
- □ 「同性愛」や「性同一性障害」を、病気や障がいだと誤解している人がいる。
- □ 性別を強く意識する場所や場面(トイレ、更衣室、健康診断、書類の性別欄など)がつらい。
- □ 自認している性で学生生活を送りたい、就職活動をしたい。



その他の注意点

「障がい」や「性的マイノリティ」以外にも、 以下の点に気をつけてください





- □ 国籍、民族、文化: (例) 外見や名前で外国人扱いや差別をしない
- □ 宗教: (例) 特定の宗教に先入観や偏見を持たない
- □ **家庭の状況**(家族構成、DV[ドメスティック・バイオレンス]、経済的状況、居住地域など):
 - (例) どの学生にも両親がいる前提、家族関係が良い前提で会話をしない
- □ 年齢: (例)全ての学生が高校からストレートで入学している前提で会話をしない
- □ 出身校、成績、就職先、内定の有無: (例) 必要以上に詮索しない
- □ 身体的特徴、容姿・服装・髪型・メイク、持ち物、趣味: (例) 自分の好みを押し付けない
- □ SNS (LINE、Twitter、Instagramなど) との関わり方: (例) 特定の個人を誹謗・中傷しない、 友人を長時間無理に付き合わせない、仲間・グループに入ることを強要しない

※下記の例は一般的な事例であり、湘北に限定したものではありません。

信仰している宗教を周囲に

知られたら、差別されるの

日本生まれの日本育ちで 国籍も日本なのに、 肌の色や名前で外国人扱い されることがある

ではないかと心配

家庭環境が複雑なので、 家族のことをあれこれ 聞かれるのが苦痛

ファッションやメイクに お金も時間もかけたくないんだから、 私のことほっといてほしい





事情があって高校を転校 しているので、出身校 の話題は苦手

同級生より年上だと 絶対に知られたくない

卒業後に就職しない 理由をしつこく 聞かれるのがイヤ 永遠に続くかと思う LINEに付き合うのがつらい。 LINE縛りの友人関係って どうかと思う



友人から悩みを相談されたり、カミングアウトされたら?





それは、あなたが友人として信頼されている証(あかし)ですから、誠意をもって対応しましょう。



「打ち明けてくれたことに感謝する」 、「相手の話を最後まできちんと聞く」、「興味本位で立ち 入った質問をしない」、そして、これまでと同じようにお付き合いを続けましょう。



友人の悩みが深刻だったり、自分の手に負えないと感じたら、学校の相談窓口に行くことも選択肢 の一つであると提案してください。場合によっては、相談窓口まで友人に付き添ってあげてください。



2021年に「ソニー学園 ダイバーシティ宣言」が制定されました。 一人ひとりの違いを個性として尊重することの大切さが述べられています。

ソニー学園 ダイバーシティ宣言

ソニー学園は、学生および教職員が、ダイバーシティ(多様性)、即ち一人ひとりが有するそれぞれの価値観を個性としてお互いに尊重することをここに宣言します。

ソニー学園は、Vision(目指す姿)として、全ての学びたい人が、「社会でほんとうに役立つ人材」となるために、 最適な教育環境の中で、嬉々として学べる魅力的な人材育成プラットフォームとなることを目指します。その実現の ために、性別、年齢、国籍、人種、民族、文化、宗教、障がい、性的少数者であることなどを理由とする差別をしない ことはもとより、これらの相違を個性として尊重することを、全ての学生および教職員の共通の価値観とします。

ソニー学園は、これらの相違をダイバーシティ(多様性)として認め、お互いの立場や生き方、感じ方、考え方に耳を傾け、理解を深め合うインクルージョン(受容)を学園のキャンパス文化として推進します。

ソニー学園は、「社会でほんとうに役立つ人材」を送り出す教育組織として、特定の相違を理由に、排斥あるいは差別されることなく、多様な個性や能力をもつ個人が、それぞれに望む幸福を追求する機会を保障し、誰もが嬉々として学び・働ける環境を実現します。

ソニー学園は、井深大氏が1946年に東京通信工業(現ソニーグループ株式会社)を設立する際に、その設立趣意として 掲げた志を汲み、「多様なる学生と教職員の能力を、最高度に発揮させる自由闊達にして愉快なる理想学園の実現」を 原点に、ダイバーシティ(多様性)尊重の実現に着実に取り組んでいきます。

2021年6月16日 ソニー学園 理事長 髙野瀬 一晃





「ダイバーシティ」って、SDGsの目標になっているのですか?

SDGsの掲げる17の目標の中に「ダイバーシティ」という言葉は出てきませんが、SDGsを実現する上で重要な考え方です。SDGsは、持続可能で多様性のある社会の実現に向けて「誰一人取り残さない」がテーマですが、この「誰一人取り残さない」や、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」のとおり、SDGsの考え方のベースに「多様性」の尊重があります。







また、各目標のターゲットには、障がいのある人、女性、子どもなど、社会的に弱い立場になりがちな人たちへの配慮が繰り返し述べられています。 (参照:NHK・SDGsキャンペーン https://www.nhk.or.jp/campaign/mirai17/kiji diversity.html)







相談窓口



相談に来た学生の皆さんがよく口にするのが、「もっと早く相談に来れば良かった、、、」という言葉です。

相談に来るには勇気が必要だと思いますが、一人で悩んでいないで、 早めに相談してください。解決策をいっしょに考えます!



障がいへの配慮・支援

教務・学生課 🖂 academic-affairs-n-students@shohoku.ac.jp

心のケア

なんでも相談室 🖂 soudan@shohoku.ac.jp

身体・健康

健康相談室 ⋈ health-room@shohoku.ac.jp

性の多様性

なんでも相談室 🖂 soudan@shohoku.ac.jp

ハラスメント・いじめ

教務・学生課 🖂 academic-affairs-n-students@shohoku.ac.jp

授業・試験・履修登録

教務・学生課 🖂 academic-affairs-n-students@shohoku.ac.jp

学生生活

教務・学生課 🖂 academic-affairs-n-students@shohoku.ac.jp

就 職

キャリアサポート課 🖂 cs-gakusei@shohoku.ac.jp



相談は個室で行います。個人情報や相談内容の秘密は厳守します。 相談者の同意なしに、第三者と共有することはありません。

※下記の例は一般的な事例であり、湘北に限定したものではありません。

夜眠れない日が続いている。 大学でも集中力が続かなくて、 やる気がなく、ふまじめだと 思われてるんじゃないかと心配

気分の波が大きくて 友人に迷惑を かけていないか不安

悪気はないんだけど、 メールを見落としたり、 返信し忘れたりすることがある

人前で発表したり、 人と議論する授業がつらい



授業で言われたことを忘れたり、 大切な連絡を聞き逃したり することが多い気がする

障がい者の採用枠が ある企業からの 求人って多いの? 就職活動で障がいの ことをどのタイミング で話したらいいのか わからない





友だちに性自認を カミングアウト されたけど、どう対応 していいのかわからない



LGBTQに対して、授業や 学生生活で、どこまで 配慮してもらえるのか 感触を知りたい

ハラスメントの事例(1)

【湘北短期大学:ハラスメント防止に向けた基本姿勢】

- ◆ ハラスメントの存在を容認しません。
- ◆ ハラスメントに関する相談・苦情、申立てがあった場合、速やかに対応・対処を行います。
- ◆ ハラスメントの相談や実態調査にあたっては、関係する者のプライバシーを守ります。
- ◆ ハラスメントの事実が確認された場合、その行為者は諸規則により処分します。
- ◆ ハラスメントの発生を防止するために、啓発活動等、適切な措置を講じます。



ハラスメントは、教職員と学生間、学生同士、教職員同士など、さまざまな場面で起こりえます

【セクシャル・ハラスメント】

教職員等が、他の教職員、学生および関係者等を不快にさせる性的な言動を行うこと、ならびに 学生等が、他の学生、教職員および関係者等を不快にさせる性的な言動を行うこと

・性的な言葉や行為によって、相手や周囲の人に精神的苦痛を感じさせたり、不快な思いをさせたり、 修学環境や就労環境を損なうこと

例:スリーサイズを聞くなど、身体的特徴を話題にする、卑猥な冗談を交わす、性的な経験や性生活 について質問する、食事やデートにしつこく誘う、性的な内容の電話や電子メールを送る、体に触る

・優位な立場を利用して、相手の望まない性的行為を要求し、これに抵抗・拒否した者に対して不利益 を与えたり、それをほのめかしたりすること

例:要求に抵抗・拒否した者の評価を低くしたり、指導を拒否する

・相手にとって不本意な、固定的な性差に基づく行動を強要すること

例:親睦会等でのお酌やカラオケでのデュエット、職場等でのお茶くみの強要

【アカデミック・ハラスメント】

教育・研究の場における、地位または権力を利用して行う不適切な言動、指導または処遇により、 学生、教職員等の学修・研究意欲を低下させたり、学修・研究環境を悪化させたりすること

- ・必要な教育的指導を、理由なく拒否または行わないこと
- ・必要以上の個人指導を行うこと
- ・過度の課題を強要すること
- ・単位取得にあたり、不当な評価を行う等、不公平な取扱いをすること
- ・授業や講評等において、学生を大声で叱責したり、第三者の前で侮辱する等、指導の範囲を 超えて相手の人格を傷つける言動を行うこと
- ・指導の際に威圧的な態度をとること
- ・必要以上に長時間にわたる叱責を続けること
- ・推薦できるにもかかわらず、推薦書を書かない等、就職活動に不利な取扱いをすること
- ・学生の個人情報を他に漏らす等、プライバシーを侵害すること



【パワー・ハラスメント】

課外活動や職務上の地位、立場などの優位性を背景に、活動、業務の適正な範囲を超える言動により、 学生、教職員等に対して精神的・身体的苦痛を与える、または環境を悪化させること

- ・侮辱・暴言等によって相手に精神的な攻撃を与えることや、指導の範囲を超えて相手の人格を傷つけ、 人権を侵害する言動を行うこと
- ・仲間はずれ、無視、退部の強要など、人間関係を切り離すこと
- ・本人が希望しているにも関わらず、サークルや委員会などの課外活動の退部を認めないこと
- ・明らかに不必要なことや、遂行不可能なことを命ずるなど、過大な要求をすること
- ・私的なことに過度に立ち入るなど、個人のプライバシーを侵害すること



ハラスメントの事例(2)

【その他のハラスメント】

- ・優位な立場を利用して、酒を飲めない者に飲酒や一気飲みを強要すること
- ・酔っぱらって他の人にからんだり、暴言を吐いたりすること (アルコール・ハラスメント)
- ・個人の能力や特性に関係なく、「男だから」「女だから」といった固定観念に基づく 差別的な言動をとること (ジェンダー・ハラスメント)
- ・個人の性的志向(どの性別の人を好きになるか)や性自認(自分の性別をどう認識しているか)をからかう、 また、拡散すること (性的マイノリティへのハラスメント)
- ・親密な二人の間に支配・服従の関係ができ、支配する側が相手方に対して、身体的、精神的、性的な暴力を ふるうこと (デートDV)
- ・SNSで、特定の学生、教職員を誹謗・中傷する、根拠のない噂を流す、仲間はずれにすること(SNS上のハラスメント)

上記以外にも、障がいや国籍、年齢、宗教に対する差別など、ダイバーシティ(多様性)に反する言動は ハラスメントの対象となります。

ハラスメントを起こさないために

ハラスメントは、個人の尊厳や名誉を傷つけ、プライバシーの侵害や差別をもたらす、「基本的人権」に関わる 問題です。常に相手の人格を尊重するとともに、相手の立場に立って考え、行動することが基本的なルールです。 ハラスメントを起こさないために、次の点に注意してください。

- ・親しさを表すつもりの言動であったとしても、行為者本人の意図とは関係なく 相手を不快にさせてしまう場合がある
- ・不快に感じるかどうかは個人差がある
- ・相手との良好な人間関係ができているとの勝手な思い込みをしない
- ・お互いの人格を尊重し、自分がされて嫌なことを他人にしない
- ・相手を力関係で支配し、心理的に圧迫したり、身体を傷つけることは絶対にしない
- ・先輩や教職員などに対して拒否できないこともあるので、明確な意思表示がないからといって、 それを合意と勘違いしない

たとえ行為者本人が意識していない場合でも、相手によってはそれをハラスメントだと受け止めることがあります。 相手がそれを「望まない行動」だと受け取ったら、ハラスメントになり得ます。ここに、ハラスメントの特徴が あります。また、ある人はハラスメントとして感じなくても、外国人留学生など、社会的・文化的・宗教的な違い により、ハラスメントとして受け取られることがあるので注意してください。







【プライバシーの保護と不利益取扱いの禁止】

ハラスメントに関する対応にあたっては、当事者および関係者の立場や人権に配慮することが大原則です。

- ・ハラスメントの相談や対応・対処に関わった者は、学生・教職員を問わず、当事者および関係者への 二次被害を防止する観点からも、知り得た情報について、みだりに口外することを控え、**当事者および** 関係者のプライバシー保護に努めなくてはなりません。
- ・ハラスメントの相談や対応・対処に関わった者に対し、そのことをもって**修学・就労上の不利益となる 取扱い**をしたり、**報復措置**を講じたりすることを禁止します。

ハラスメントにあったら

被害を深刻にしない、他に被害を出さないためにも、勇気を出して早めに行動を起こしましょう。

① はっきり「嫌だ」と拒否する

ハラスメントを我慢したり、受け流しているだけでは、状況は少しも改善しません。 嫌なことは、行為者に対してはっきり拒否の意思を伝えることが基本です。 あなたが行為者の言動を「不快だ」と感じたら、行為者に対して言葉と態度ではっきり「嫌だ」と拒否し、 「自分は望んでいないこと」、「不快であること」を伝えてください。行為者が教職員や上級生であっても 勇気を出して拒絶し、自分の意思をはっきりと行為者に伝えることが大事です。 自分一人で言えないときは、周囲の人に話して助けてもらうことも必要です。



220つかり記録する

あなたにとって不快な言動(ハラスメント)が、「いつ(いつごろから)・どこで(どういう場面で)・誰から・どのようなことをされたか」などの記録をしっかりとってください。 メールや手紙、音声の録音データなどの具体的な証拠も大切です。



もし、証人になってくれる人がいるときは、その人に証言してもらえるかどうかの確認をとって おくことも必要です。

③ ハラスメントを見過ごさない

もし、自分の周囲でハラスメントにあっている人がいたら、勇気を出して助けてあげましょう。 加害者に注意したり、被害者の証人になったり、相談にのってあげたり、場合によっては、学内の相談窓口 に同行してあげましょう。ハラスメントを受けている人がいるにもかかわらず、見て見ぬふりをしてしまうと、 それが常態化し、さらなる環境の悪化に繋がります。

ハラスメントの相談窓口



CHECK POINT

早めに相談して解決!

ハラスメントは、早い段階で誰かに相談することが問題解決のポイントです。

ハラスメントを受けたと感じたら、一人で悩まずに、問い合わせ・相談窓口に相談や申立てをするようにしてください。自分がハラスメントを受けたと感じていれば、いつでも相談や申立てをすることができます。

相談窓口には、家族や信頼できる友人・教職員と一緒に行っても構いません。

相談者の立場やプライバシーは守られます。「恥ずかしい」、「仕返しが怖い」などと考えて相談をためらう必要はありません。安心して相談してください。

相談窓口では、相談者が受けたハラスメントの解決方法を、相談者自身が決定するための助言と支援を行います。

【学生の相談窓口】 教務・学生課



今回相談に来たことを理由に 不利益な取り扱いはしません。 相談内容の秘密は厳守します。 相談者の同意なしに第三者に 情報共有はしません。

相談に際して、相談者と同性の相談員を希望する場合は申し出てください。 また、相談窓口側で判断し、相談者と同性の相談員を加えたり、異性の相談員を外す場合もあります。



nttps://www.shohoku.ac.jp/aboutus/pdf/harassment.pd

ハラスメントの申立て

ハラスメント相談において、相談者が相手方への処分・措置等を希望する場合は、この旨の申立てを行うことができます(この時点で申立人となります)。

ハラスメントの申立てに対しては、学長が選任した教職員で構成される「ハラスメント防止委員会」が中心となり、解決に向けた対応・対処を行います。防止委員会は、申立人の要望を踏まえた解決方法について審議します。 解決のための対応が必要とされた場合は、申立人の同意を得て、以下の手続きに移ります。

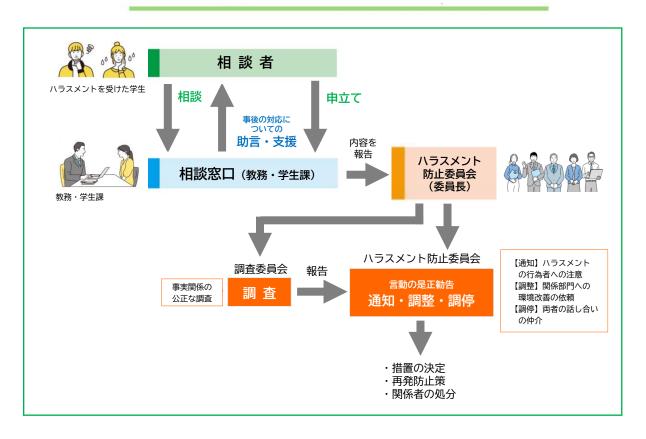
「通知・調整・調停」等による解決

申立人が訴える被害に早期に対応するため、ハラスメントの行為者への注意(通知)や関係部門への環境改善の依頼(調整)、両者の話し合いの仲介(調停)を行います。

2 「調査」による解決

調査が必要と判断された場合は、「調査委員会」を設置し、調査委員会が中立となり、事実関係を調査します。 調査委員会では、必要に応じて、申立人やハラスメントの行為者、関係者から聞き取りを行い、速やかに結論 を出し、申立人および防止委員会に報告します。

ハラスメント問題の解決フローチャート





湘北短期大学 ダイバーシティ推進 & ハラスメント防止 ガイドブック 学生用 2025年1月版

発行:湘北短期大学 Diversity推進 & Harassment防止室